

質疑応答

質問 1

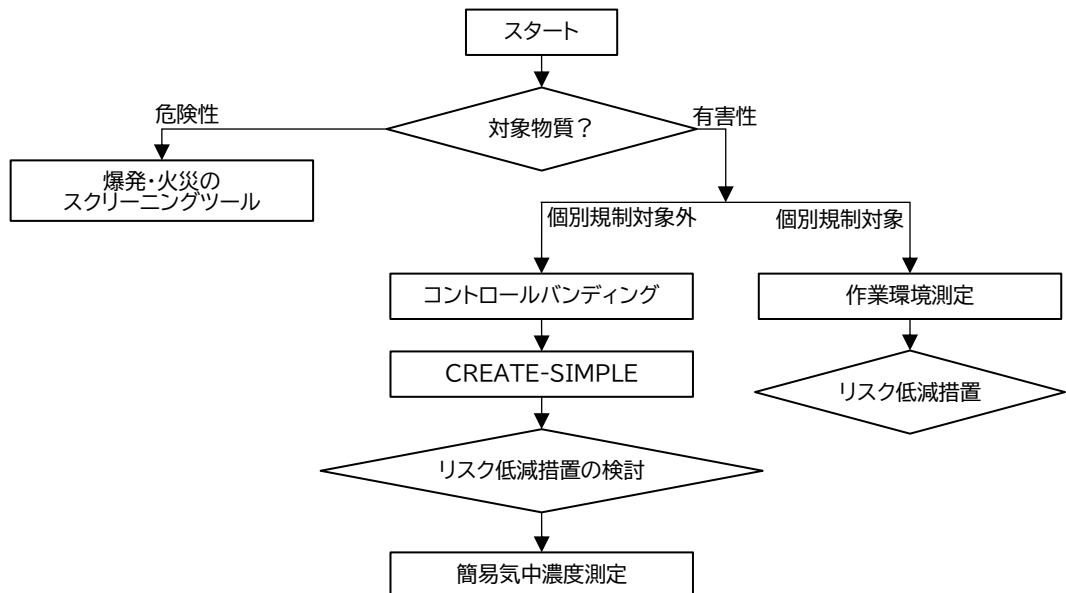
必ずしも CREATE-SIMPLE でリスクアセスメントを行うことが難しい化学物質もある。その場合、従前のリスクアセスメントで十分であるか判断が難しい。例えば軽油。CREATE-SIMPLE に入力しないといけない項目が SDS に記載されていない。

答え

物理的及び化学的性質が入力されないと危険性、経皮吸収の評価ができませんので、チェックを外して検証するか、不明な項目を別途調べて入力してみてください。ご参考までにモデル SDS による軽油のリスクアセスメント結果を添付します(別紙)。今回講義では CREATE-SIMPLE を取り上げましたが、「職場のあんぜんサイト」では、初級者から上級者までを対象とした複数のリスクアセスメント支援ツールが提供されています。支援ツールの特徴を知ったうえ、危険性・有害性情報に応じて、どの手法を選択したら良いのか、フローなどを手順書などで示すのもよろしいかと思います。(一例)

リスクアセスメントの方法

- ・危険性： 爆発火災スクリーニング支援ツール
- ・有害性： コントロールバンディング⇒CREATE-SIMPLE⇒気中濃度の測定



CREATE-SIMPLE における評価手法は、設計基準に示されておりますが、読んでいただくことにより、リスク評価に必要な情報とは何かをご理解いただけたと思います。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/pdf/CREATE-SIMPLE_design_v2.5.1.pdf

質問2

化学物質管理者が具体的に何をしなければいいのかが分からない。

答え

現在事業場で行われている労働衛生にかかる事項のうち、化学物質管理者の職務内容にかかる事項をまず洗い出してください。なお、化学物質管理者の主な職務内容は次のとおりです。

- ・ラベル・SDS 等の確認
- ・化学物質に関するリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関する各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関する労働者への周知・教育
- ・ラベル・SDS の作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

化学物質管理のための知識を習得するために専門的講習を受けたものの中から、事業者はその管理者として適任者を化学物質管理者として選任したものであり、何をしなければならぬのかは、まず、管理者自ら現場を見て考えていただきたいと思います。化学物質管理者は今回初めて選任されました。一からスタートしたのでやるべきことはたくさんあります。まずは現状を把握して対応すべき事項に取り掛かってください。

質問3

作業環境測定は場の測定のために、個人ばく露測定はリスクアセスメントのために実施すると言われていました。日本では従来から作業環境測定が主流で、個人ばく露測定はほとんど活用されていなかったのですが、今後両社の関係性(比率)はどのようになっていくでしょうか。

答え

有機則、特化則など特別則による規制対象物質については、今後も作業環境測定を実施する、法令に書かれた措置を実行することでリスク低減措置を図ることに変わりはありません。規制対象外の物質に関して今後どのようにリスクコントロールしていくか、これは技術上の指針に示されましたが、その手法のひとつとして個人ばく露測定もこれから行われていこうと思います。

今回の化学物質の自律的管理にかかる改正は、労働安全衛生法自体の改正は行われておらず、一般則(労働安全衛生規則)、特別則(特定化学物質予防規則、有機溶剤中毒予防規則など)の政令改正にとどまっております。国際的な化学物質管理の潮流としては、リスクコントロールへとシフトしてきていることから、現行の法律の枠組みの中で、特別則によるハザードコントロールだけでなく、一般則によるリスクコントロールが日本でもしっかり行われるように政令改正されたものと認識しています。

質問4

顧客からの要望に基づき塗布テストを行うことがあり、1・2回しか使わない化学物質のリスクアセスメントをその都度(使用する前に)実施しています。このようなケースでは、日常的に使用する化学物質(アセトンなど)とは異なる観点でリスクアセスメントを行う必要があると感じています。例えば、慢性中毒よりも急性中毒に力点を置くなど。何かアドバイスがありましたらお願いします。

答え

国は事業者には法22条による化学物質による健康障害防止措置を課すにあたり、第28条第1項の規定による技術上の指針、法28条の2による化学物質リスクアセスメント指針を公示しております。

技術上の指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091556.pdf>

施行通達 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091754.pdf>

化学物質リスクアセスメント指針 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091557.pdf>

施行通達 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001091755.pdf>

有害性リスクの見積もりとしては、以下の式で表すことができます。

$$\text{有害性リスク} = \text{①有害性のレベル} \times \text{②ばく露レベル}$$

この有害性のレベルと GHS 分類との関係につきましては、化学物質リスクアセスメント指針の施行通達の別紙 3 に以下の表が示されております。

有害性のレベル	GHS 有害性分類及び GHS 区分
A	・皮膚刺激性 区分2 ・眼刺激性 区分2 ・吸引性呼吸器有害性 区分1 ・他のグループに割り当てられない粉体、蒸気
B	・急性毒性 区分4 ・特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2
C	・急性毒性 区分3 ・皮膚腐食性 区分1(細区分1A、1B、1C) ・眼刺激性 区分1 ・皮膚感作性 区分1 ・特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1 ・特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2
D	・急性毒性 区分1、2 ・発がん性 区分2 ・特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1 ・生殖毒性 区分1、2
E	・生殖細胞変異原性 区分1、2 ・発がん性 区分1 ・呼吸器感作性 区分1
S (皮膚又は眼への接触)	・急性毒性(経皮) 区分1、2、3、4 ・皮膚腐食性 区分1(細区分1A、1B、1C) ・皮膚刺激性 区分2 ・眼刺激性 区分1、2 ・皮膚感作性 区分1 ・特定標的臓器毒性(単回ばく露)(経皮) 区分1、2 ・特定標的臓器毒性(反復ばく露)(経皮) 区分1、2

商品テストのような、少量、臨時作業の場合は、②ばく露レベルは小さいと考えますが、①有害性のレベルに応じたリスクはありますので、有害性のレベルに応じた対策は必要です。普段とは違う化学製品を取り扱うときは、より一層危険性・有害性情報を事前に確認して安全に作業を進めてください。

質問 5

化学物質取扱いの作業環境は、クリーンルーム環境下(工業的な全体換気)で、かつ密閉装置内、又は囲い式の局所排気装置(ドラフト装置)が多いです。

CREATE-SIMPLE で換気レベルを設定する際は、工業的な全体換気、と密閉容器内又は囲い式全体換気装置を重複して選べないのですが、双方とも、ばく露濃度を抑制する要因であるため、推定ばく露濃度に影響するものと考えています。このため、CREATE-SIMPLE の評価結果から、これらの併用した発散抑制環境を勘案してリスクレベルを定める(下げる)運用は、化学物質管理者の下で適切と判断した場合は、これを採用して差し支えないものかご教示ください。

答え

CREATE-SIMPLE の設計基準によると、換気状況に応じた補正は、以下の表のとおりとなっております。

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/pdf/CREATE-SIMPLE_design_v2.5.1.pdf

換気レベル	換気状況の目安	補正係数
A	特に換気がない部屋	4
B	一般の全体換気	3
C	工業的な全体換気、屋外作業	1
D	局所排気(外付け式)	1/10
E	局所排気(囲い式)	1/100
F	密閉容器内での取扱い	1/1000

CREATE-SIMPLE では、ばく露濃度の推定にあたって、換気状況の目安に応じて定められた補正係数を乗じて計算されております。

補正係数を決定するために、一般の全体換気、局所排気(囲い式)、密閉容器内での取扱いなどが目安として示されているものですので、現場の換気状況に応じた適切な補正係数で、ばく露濃度が推定されればよろしいかと思います。

問 6

化学物質の取扱いに係る常時性は、平成 28 年 11 月 30 日付けパブリックコメント第 8 号において、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であっても、それが定期的に反復される場合」も該当するとされていますが、どの程度の期間をもって常時性を持つかが判然としません。ここは、常時「性」のため、明確な線引きがなく、個別判断だと思われるし、最終的には、事業者が判断することになると思われませんが、例えば、作業環境測定の実施については、使用が 3 カ月未満(以降は使用の予定がない)の場合は、対象外になる旨の解釈例規があったかと存じておりますが、この考え方を取り入れて、概ね 3 カ月の間で定期的に反復して使用する場合は、常時性を帯び、3 カ月未満であれば、この期間、定期的に反復している場合でも常時性は薄いという理解でも差し支えないものでしょうか。また、3 カ月未満であっても、今後の使用が定期的に予定されている場合は、常時性があると判断することになるものなのでしょうか。背景としては、ごく短期間のみ使用する化学物質もあり、そのようなごく短期間であれば、常時とは判断していませんが、微妙なケースもあり、ある程度の目安を設けておきたいです。

答え

まずは、以下にご質問に係る法令、パブリックコメント、通達を示しておきます。

○特殊健康診断

特定化学物質障害予防規則第 39 条

事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等(石綿則第二條第四項に規定する石綿分析用試料等をいう。)の製造に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

パブリックコメント

「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案に係る意見募集について」に対して寄せられた御意見等について(H28.11.30)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000151068>

番号8 要旨

常時従事する労働者とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合には該当する。」との理解、即ち、当該業務に従事する時間や頻度が少なくても、定期的(例えば、年1回、月1回、週1回及び日1回の何れの場合も)に反復される作業であればこれに該当すると解釈し、特殊健康診断の対象者とすべきか。

厚生労働省の考え方

常時従事する労働者とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合」も該当します。

ただし、作業の常時性については、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があります。

○作業環境測定について

労働安全衛生法第 65 条第 1 項

事業者は、有害業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

通達

作業環境測定関係における質疑事項の回答について(S52.3.24 基発第 163 号)

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2161&dataType=1&pageNo=1

一 作業環境測定の実施関係

問一 臨時的作業に係る作業環境測定の実施の要否については、どのように取り扱ったらよろしいか。

答 酸素欠乏危険場所に係るものを除き臨時に行われる作業については、作業環境測定の実施を要しないこと。

ただし、当該作業期間が継続して、有機溶剤関係にあつては三月以上〔現行＝六月〕、特定化学物質等関係にあつては六月以上など労働省令において定められている測定間隔を上回る場合にあつては、作業環境測定の実施を要すること。

問二 建築中のビルの内部でその建築工事に附随する有機溶剤業務を行う場合は、その作業期間が短期間であることが多いがこの場合でも作業環境測定の実施を要するか。

答 同一作業場で当該有機溶剤業務行っている期間が三月未満〔現行＝六月〕である場合は、作業環境測定の実施を要しないこと。

特殊健康診断については、常時従事する労働者に対して実施することが義務付けられていることから、その解釈について、パブリックコメントでご意見があり、厚生労働省から考え方が示されたものとなります。

また、作業環境測定は、法令により測定間隔が示されているところですが、臨時的な作業で作業期間が測定間隔に満たない場合に測定を要しないと示されたものとなります。現行では有機則による作業環境測定も測定間隔は 6 月とされておりますので、3 月ではなく、6 月とお考え下さい。

このように、条文で「常時」「臨時」等が規定されているなど、国が法の施行にあたり、つまり、国が事業者を指導、処罰するにあたり、通達等により「常時」「臨時」のボーダーラインを示しているものがございます。この解釈は、対象条文のみとなることにご注意ください。

化学物質の取扱いというのは、様々な法律の規定によるものであり、これらの規定では常時性がなくとも事業者には義務を課しているのもたくさんございます。

化学物質管理を行うにあたっては、まずは、規制対象物質かどうか、法規制ではどのような管理が求められているかなどをご確認の上、適切に取り扱ってください。

また、法令に疑義が生じた場合につきましては、法の施行にあつている所轄労働基準監督署へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

特別則(有機則、特別則等)に該当しない物質については、今回、化学物質の自律的管理により法改正された一般則(安衛則等)をもとに適切に管理ください。

問 7

浸透性の観点から保護手袋の 480 分使用制限に関して、高価な手袋であっても、毎日交換しなくてはならないのでしょうか。最低でも 1 ヶ月程度使うための管理、保管方法などがありますでしょうか。

答え

手袋表面から内部まで一定の時間で浸透しますので、保管中も浸透していきます。オルト-トルイジンによる膀胱がんは、高価な手袋を再利用したことにより発生しております。使用後に有機溶剤により手袋表面を払しょくして再利用していましたが、表面を払しょくしても、内部の浸透を止めることはできません。また、有機溶剤により手袋を払しょくしたことにより、有機溶剤による劣化も進めてしまいました。保護具の取り扱いにつきましては、メーカーに使用方法等ご確認のうえ、保護具着用管理責任者の下、適切に管理を行ってください。

質問 8

私共の事業所では化学物質のリスクアセスメントをコントロールバンディングで行っております。近年のSDSの成分情報でリスクアセスメント対象物質以外の成分は非公開でもいいような話を聞きました。メーカーに問い合わせても情報開示は難しいとのこととして、有害性情報をもとにGHS分類区分を入力しました。今後、このような事例が多くあるようであれば作業が大変になります。クリエイトシンプルに於いても成分を開示されないSDSは作業が大変になるのでしょうか。また、有害性情報から調査する方法でよろしかったでしょうか。

答え

リスクアセスメント対象物以外の物質についても、危険性・有害性のおそれがあるものについてはリスクアセスメントの実施に努めなければなりません。その物質の危険性や有害性について GHS 分類を見て危険性・有害性を評価することこのことは、リスクアセスメントの手法として間違っていない。コントロールバンディング、クリエイトシンプルも GHS 分類をもとに評価しています。なお、クリエイトシンプルには、物質毎の GHS 分類、許容濃度の情報があらかじめ入っているので物質名を入力すると簡便にできるようになっています。そのことから、物質名や含有量がリスクアセスメントの必須項目だと逆に思ってしまう方が多く、物質名が分からない場合や混合物の場合はどうするのかという疑問も生じやすいのですが、GHS 分類を直接入力しても評価はできます。今回の SDS を見ると、「アルコール類」「エステル類」ということで何種類かの物質の混合物と思われます。物質名や含有量が開示されたとしても、混合物では簡便な入力は当然できませんので開示されたとしても、クリエイトシンプルの作業の手間は変わらないかなと思います。

質問 9

化学物質リスクアセスメントが義務・努力義務となる法令関係について教えてもらいたい。

答え

まず、リスクアセスメントは、事業場における自主的な活動として平成18年4月に法制化され、努力義務が課せられております。企業においては、ヒヤリハットとかで危険源を特定して、そのリスクを評価して改善していく、そのような安全活動を自主的に取り組んできたと思います。

その後、平成28年6月1日になって、一定の危険性・有害性のある化学物質についてはリスクアセスメントが法令により義務化されました。

1 リスクアセスメントの努力義務化(平成18年4月)

リスクアセスメントは、平成18年4月の労働安全衛生法改正により、同法第28条の2にて努力義務として実施を義務付けられたものです。

事業者は法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されております。

つまり、努力義務とされるリスクアセスメントについては事業場の設備などに関する危険性の評価だけではなく、ガス、蒸気、粉じん等化学物質の有害性についても事業者は自主的にリスクアセスメントを行ってくださいねということになります。

ちなみに、法令をよく読むと、ただし書きにより事業場の設備等のリスクアセスメントは製造業等の一定業種に努力義務を課していますが、化学物質に関しては、すべての業種に努力義務を課していることが分かります。

労働安全衛生法（事業者の行うべき調査等）

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 化学物質リスクアセスメントの義務化(平成28年6月1日)

その後、平成28年6月1日より一定の危険有害性のある化学物質(当時 640 物質)について化学物質リスクアセスメントが義務化されました。この、一定の有害性のある化学物質というのが、リスクアセスメント対象物ということになります。

労働安全衛生法

第 57 条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 57 条第 1 項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

3 まとめ

つまり、1, 2 を踏まえて、リスクアセスメント対象物は、法57条の 3 で義務化されており、リスクアセスメント対象物以外は、法28条の 2 で努力義務化されているという整理となります。

質問 10

「建設業の場合はどのような個所に気を付ければ良いのか」

答え

技術上の指針(化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針)に建設業等、毎回異なる環境で作業をおこなう場合について、以下のとおり記載があります。

技術上の指針-----
2(4) 事業者は、**建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については**、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく局所排気装置の設置及び使用、要求防護係数に対して十分な余裕を持った指定防護係数を有する有効な呼吸用保護具の使用(防毒マスクの場合は適切な吸収缶の使用)等を行うことを定めた**マニュアル等を作成すること**で、作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなく当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができること。

また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、当該作業において、労働者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができること。

専門家意見 令和4年度 化学物質管理に係る専門家検討会 中間取りまとめ
建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、異なる現場で毎回測定を行うことは困難であることから、典型的な作業を洗い出し、あらかじめそれら作業における労働者のばく露を測定し、その測定結果に基づき、あらかじめ、十分な余裕を持って必要なばく露低減措置を決定しておくことで、それら作業に関するリスクアセスメント及びその結果に基づく措置を実施する方法も認められるべきである。

また、化学物質リスクアセスメント指針(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針)においても、以下のとおり記載があります。

リスクアセスメント指針-----

9 リスクの見積り

ウ(ウ)**毎回異なる環境で作業を行う場合において**、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく**リスク低減措置を定めたマニュアル等を作成**するとともに、当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法

したがって、アスファルト舗装、セメント打設、塗装などのような典型的な作業について自社でクリエイティブなようなリスクアセスメントを行わなくても、建設業界全体で各種典型作業のリスクアセスメントの実施を行って来ていれば、現場は、建設現場における典型作業毎の危険有害性に応じた措置に従っていけばよいということです。そのマニュアルづくりを現在建災防で進めていますのでお尋ねいただくと詳細が分かると思います。

(参考)法体系 指針の根拠条文について

1 技術上の指針

安衛法第20条～25条、第25条の2第1項(事業者の講ずべき措置等)※

安衛則第577条の2第2項

→ 安衛法第28条の2(技術上の指針等の公表等) → **技術上の指針**

2 リスクアセスメント指針(化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針)

安衛法第28条の2、第57条の3(危険性又は有害性調査)

→ 安衛令第24条の12、34条の2の9(指針の公表)

→ **化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針**

※濃度基準値を下回るように義務付けた安衛則第577条の2第2項(R6.4)の根拠条文は、安衛法便覧にはまだ示されていませんが、技術上の指針が安衛法第28条の2によるものであることから、安衛法第20条～25条、第25条の2第1項(6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)が根拠と推測します。

建設業等の業種別マニュアルにつきましては、

労働安全衛生研究所の化学物質特設サイトで情報提供されています。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.htm

また、特設サイトで紹介されている

ケミサポ「職場の化学物質管理総合サイト」が11月にリニューアルオープンして化学物質管理について非常にわかりやすく解説していますのでご紹介します。

https://cheminfo.johas.go.jp/?gl=1*ubgxs7*ga*MTQ4ODg3MzQwNi4xNjc4MTYwNzIy*ga*8X19RJMVCVB*MTY5OTQ5NDM5NC4yOS4xLjE2OTk0OTQ5NjYuMC4wLjA.*ga*VK5R772QT2*MTY5OTQ5NDM5NC42LjEuMTY5OTQ5NDk2Ni40OS4wLjA

質問 11

1年に数回(短時間で3回くらいまで)ですが、アーク溶接をすることがあります。
やはりフィットマスクテストや健康管理は必要でしょうか。

答え

以下のとおり、作業管理のフィットテストと、健康管理の健康診断の対象者については、考え方が異なります。

年に数回という「常時性」の考え方は健康診断の考え方にはありますが作業管理という観点からフィットテストには「常時性」の考え方はありませんので、①、②のとおりご説明します。

①健康管理について

特定化学物質健康診断の対象となる溶接ヒューム取扱業務に「常時」従事する労働者については、従来のじん肺健康診断の実施義務も課せられております。

じん肺法において「常時粉じん作業に従事する」とは労働者が業務の常態として粉じん作業に従事することをいうが、必ずしも労働日の全部について粉じん作業に従事することを要件とするものではないと示されております。

当該健康診断と同様、特化則に基づく健康診断に係る対象者についても、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要があるとされています。(昭和53年4月28日 付け基発第250号)

上記解釈は特定化学物質健康診断の対象者の考え方となる旨施行通達に記載がされています。

(参考)

令和2年4月22日付け基発0422第4号 7ページ 第2 2(7)ウ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000725706.pdf>

特定化学物質障害予防規則（健康診断の実施）

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務(略)に常時従事する労働者に対し、

別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 (略)

3 事業者は、前二項の健康診断(略)の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。4～6 (略)

②フィットテストについて

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場では、溶接ヒューム濃度の測定結果を踏まえ、呼吸用保護具内の溶接ヒューム濃度(マンガン濃度)が 0.05mg /m³ 以下

となるようなものを選定し着用することが義務付けられます。

適切な「呼吸用保護具」を選定して装着していても装着方法が悪ければ期待する効果は得られません。

令和5年4月1日以降は、着用状況が適正かどうかをチェックするために、1年以内ごとに1回、定期に、対象者全員に対して「フィットテスト」(日本産業規格 JIS T8150「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」に基づくもの)を実施することが義務付けられました。

(参考)

金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等

(令和二年七月三十一日厚生労働省告示第二百八十六号)

(呼吸用保護具の装着の確認) 第三条

特化則第三十八条の二十一第七項の厚生労働大臣が定める方法は、同条第六項の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)を使用する労働者について、日本産業規格 T 八一五〇(呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法)に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数(以下この項及び次項において「フィットファクタ」という。)を求め、当該フィットファクタが呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

質問 12

リスクアセスメントをした後、ばく露低減措置の内容を労働者の意見を聴く場を設けて、記録を作成し、3年間の保存となっていますがその記録用紙の見本はありますか。

答え

クリエイトシンプルの場合は、エクセルシートの「記録シート」が記録用紙とされています。そのほか、化学物質リスクアセスメント事例集などご参照ください。

(参照)化学物質リスクアセスメント事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000664061.pdf>

質問 13

がん原性物質を過去に使用していたことがあったが、過去に関しては遡らなくてもいいのでしょうか。

答え

取り締まり法としての法律の適用は施行日以降となり、遡及適用する定めはありません。自律的管理の考え方のもと、化学物質管理者などから事業場内で遡及して管理した方がよいとの意見があれば衛生委員会などで審議して決定してください。

(参考)

第 577 条の2(令和5年4月1日施行)(令和6年4月1日以降は第 577 条の2第 11 項)

3 事業者は、次に掲げる事項(第三号については、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの

(以下「がん原性物質」という。)を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に限る。)について、一年を超えない期間ごとに一回、定期的に、記録を作成し、当該記録を三年間(第二号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)及び第三号については、三十年間)保存するとともに、第一号及び第四号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

質問 14

がん原性物質の中の鉱油について詳細(未精製油、軽度処理油)を教えてください

答え

国際がん研究機関が定義した発がん性物質として、鉱油のうち未精製及び軽度精製軽度精製潤滑油基油は

グループ 1 とされており、ヒトに対して発がん性があります。

(参考)

国際がん研究機関が定義した発がん性物質

グループ	定義	嗜好品	潤滑油基油
1	ヒトに対して発がん性がある	煙草、アルコール飲料	未精製および軽度精製潤滑油基油
2A	ヒトに対して恐らく発がん性がある	熱いマテ茶	-
2B	ヒトに対して発がん性があるかもしれない	コーヒー	-
3	ヒトに対して発がん性について分類できない	紅茶、緑茶、ウーロン茶	高度精製基油
4	ヒトに対して恐らく発がん性がない	-	-

安衛令別表第9の「鉱油」は、国によるGHS分類では「ニュートラル潤滑油用基油」は該当し、国によるGHS分類では、高度精製油は区分外、未精製油または低度処理油は区分1Aとされていることから、高度精製油はがん原性物質の対象外となる一方、未精製油または低度処理油は対象となります。

また、「石油留分」については、その成分としてがん原性物質を裾切値以上含むものが対象となります。

パブリックコメント p7 項目 13

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000245442>

詳細は NITE-CHRIP※の法規制情報をご覧ください。

※NITE-CHRIP は化学物質データベースとして、日本のみならず、海外からも検索される優秀なサイトです。

日本人にあまり周知されていないようなので、ぜひ使ってみてください。

https://www.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_search/systemTop

質問 15

安全衛生のパトロールで化学物質についてどんなところを注意してパトロールをすれば良いか。パトロール表(見本があれば)

答え

見本としては、化学物質管理者が行う記録・保存のための様式(例)がケミサポで公開されております。<https://cheminfo.johas.go.jp/step/2-1.html>

職場巡視に関しては、現行の産業医の定期巡視(安衛則第十五条)の規定に変更はないが、リスクアセスメント対象物が大幅に増加することから、従来にも増して職場の安全に留意する必要があります。化学物質を取扱う職場の巡視を行う際には、リスクアセスメント対象物の有無およびアセスメント結果に基づくリスク低減対策の実施状況などを確認し、労働者へのばく露防止対策が適切に実施されているか確認をすることが必要となります。

今回の省令改正の重要なポイントの一つは、労働者がすべての取り扱う物質の危険性・有害性について認識できるようにし、労働者自身がリスク削減の行動をとれるようにすることです。ここで重要なのは化学物質のラベル内容の理解である。これを労働者が理解しているかどうかを確認することも、職場巡視の際のポイントになります。労働者は危険有害性情報をよく理解し、リスク削減のために⑥の注意書きに従った行動が求められます。労働者に対するラベル教育は化学物質管理者の職務として求められるが、産業医や衛生管理者は労働者がラベルの内容に関して理解しているかどうかをチェックする役割が期待されます。

また、保護具着用が義務あるいは努力義務となる化学物質の数も増大するので、適切な保護具使用のチェックも重要となります。

(参考)職場の化学物質管理に関する理解のためのマニュアル

◆ 産業医向け(労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター)

<https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/doc/manualForDoctors.pdf#zoom=100>

質問 16

化学物質に関して社内で把握するのに一覧表を作成しているが、どの項目は把握している必要がありますでしょうか。化学物質の一覧表の見本があれば示してもらいたい。

答え

リスクアセスメントを行うために収集する情報ですので、どの手法で化学物質リスクアセスメントを行うかにより必要な情報は異なります。化学物質一覧表を作るのは、リスクアセスメントの前処理にすぎません。

基本的には、製品のSDSがある場合、SDSの記載事項「3. 組成及び成分情報」、「15. 適用法令」等から含有成分の情報を抽出します。

製品の SDS の情報が入手できていない場合や SDS の内容が不十分と考えられる場合、製品提供元に含有成分情報(物質名等の特定情報、含有割合等)を開示依頼してください。

なお、大気中の有害成分の量は物質の揮発性等により、混合物の組成とは異なることに注意ください。

(参考)職場の化学物質管理(ケミサポ)

<https://cheminfo.johas.go.jp/step/1-2.html>

質問 17

労働者の周知・教育について 何か見本があればお願いしたいです。

答え

厚生労働省ホームページに社内教育用 e ラーニング教材がありますのでご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26157.html

質問 18

今回の改正により今後有機測や特化測等が見直しされ、作業環境測定を含む事業者の義務がなくなることはあるのでしょうか。

答え

特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則、四アルキル鉛中毒予防規則(以下「特化則等」という)は、自律的な管理の中に残すべき規定を除き、5年後に廃止することを想定し、その時点で十分に自律的な管理が定着していないと判断される場合は、特化則等の規制の廃止を見送り、さらにその5年後に改めて評価を行うことが適当との検討会報告がされているところです。

※厚生労働省「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」より

質問 19

今年 4 月 1 日施行の化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化で同じ物(同じ濃度)であれば、対応する事は分かりますが、希釈して保管(使用)する物質に対してどの濃度まで対応しないといけないのでしょうか。(濃度に関係なくでしょうか。)

答え

希釈により、人体に及ぼす作用が変化することを検討したうえ、希釈後の希釈又は混合した物の名称及び人体に及ぼす作用を明示しなければならないこととなります。

質問 20

CREATE-SIMPLE の作業時間の入力についての質問です。

弊社では、旋削工程で水溶性旋削油剤を使用しており、旋削過程でミスト状になります。作業者は、一日 7 時間程度旋削ラインで作業をしておりますが、常にミストが発生するエリアにいるわけではありません。(近くても 2、3 メートルほど離れています。)

ミストが発生するエリアにいるのは 30 分もない程度です。

この場合 CREATESIMPLE に入力する作業時間は 6 時間以上 7 時間未満とするのか、30 未満とするのかどちらが正しいのでしょうか？

答え

ばく露時間を考慮し、作業時間を1日30分(未満)と判断した上で作業時間を入力してください。

質問 21

現在会社で使用量などを管理しているものはがん原性物質のみになっています。

特殊健康診断の対象となる物質でがん原性物質に含まれていない者(アセトン等)の作業記録は管理した方が良いでしょうか？

答え

安衛則第 577 条の2第 11 項に基づく記録の作成をしなければなりません。同項の規定では、リスクアセスメント対象物について、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1 年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録することが義務付けられています。記録の作成保存を必要としている物質は、がん原性物質だけではないことに注意してください。がん原性物質との違いは第3号の記録や保存期間などとなります。

質問 22

特化則で規定がある物質はがん原性物質として扱わない(30年保管不要)との認識ですが、GHS 発がん性区分 1 かつ特化則の閾値以下の製剤(例:0.1~0.99%含有)については、区分 1 にも関わらず、がん原性物質として扱わないことになりましたが、問題ないのでしょうか？

答え

特化則との二重規制を避けるため、がん原性物質から、特化則第 38 条の3に規定する特別管理物質を除外したものです。がん原性物質についても、リスクアセスメント対象物のうち発がん性区分1に該当する物を安衛則別表第2に規定する濃度以上含有する製剤その他のものが対象となっているところです。告示内容 <https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001029770.pdf>

質問 23

化学物質管理者の設置に関して、専門講習の受講が必要な事業場は「リスクアセスメント対象物質の製造事業場」と言われており、「それ以外の事業場」は資格要件はありません。

実際に製造するわけではなく「容器入れ替え、小分け、ラベルのみ張替え、分析のみ、研究のみ」等は「製造事業場」に含まれるという認識でよろしいでしょうか？

「製造」よりも「化学物質自体を取り扱うか否か」で考えるということになりますでしょうか？

現在、様々なところで専門講習実施されていますが、場所によっては、解釈が異なる部分もあり、その場合、どの情報を「正」とすべきでしょうか？

答え

譲渡提供を目的として、混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は製造事業場に該当することになりますので、化学物質管理者の選任にあたっては、専門的講習の受講が必要になります。なお、小分け・破碎は「取扱い」に該当しますので、ご留意をお願いします。本省 Q&A 2-1-3、2-1-4 参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001092416.pdf>

解釈については、本省 Q&A のほか、労働局、労働基準監督署へご相談ください。

質問 24

一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外とありますが、具体的にどのような事業場が該当するのでしょうか？

答え

配布資料 84 ページ「2-1化学物質管理者の選任の義務化」に記述されている「一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外」というのは、事業場で取り扱っている化学製品が「主として一般消費者の生活の用に供される製品」という化学製品のみを取り扱うのであれば化学物質管理者の選任義務がないという意味となります。危険・有害性が低い化学製品を「主として一般消費者の生活の用に供される製品」という表現をしています。なお、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の生活の用に供される製品」とは、それぞれ解釈例規（安衛法 57 条 平成 27 年8月3日基発 0803 第2号、安衛法 57 条の2（平成 12 年3月 24 日基発第 162 号））で定められているとおりです。

参考：<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000662216.pdf>

事業場の種類、業種、規模等によって対象外になるわけではありません。

「主として一般消費者の生活の用に供される製品」という表現から、家庭用品品質表示法に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品を思い浮かべるところですが、労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならないものも解釈例規には示されています。また、業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は、スーパーやホームセンター等、一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されているものであっても該当しないと Q&A に示されています（Q&A Q6-2）Q&A・

また、食料品製造業においては、一般家庭と同じような調味料として、ベーキングパウダー、バニラエッセンス等を扱いますが、食品製造段階で使用される添加材、保存料、香料等については、それら化学物質類が製造工程中に作業者にばく露する可能性が考えられますので、一般消費者の生活の用に供するための製品の範囲とならないこともあり、その例が厚生労働省から示されています。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/tekiyoujogai.pdf>